

流山市農業委員会  
平成22年第12回  
総会議事録

平成22年12月24日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会平成22年第12回総会議事録

1 期 日 平成22年12月24日(金)

2 場 所 流山市役所303会議室

3 議長名 高市 正義

4 出席委員(16名)

1番 水野 敬久	2番 藤井 俊行
3番 坂巻 忠志	4番 中村 敏則
5番 大作 榮	6番 根本 隆
7番 小林 常男	8番 須郷 英夫
9番 水代 啓司	10番 渋谷 辰夫
11番 戸部 源房	12番 秋間 高義
13番 石井 勇	14番 大塚 侃
15番 吉田 松衛	16番 高市 正義

5 欠席委員(0名)

6 書記名 副主査 岡田 敏夫

7 事務局 局長 池田 孝(兼産業振興部長)  
次長 吉田 勝実  
次長補佐 山口 憲彦

8 会議目次

(1) 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)	1
(2) 議案第54号 農用地利用集積計画の決定について	5
(3) 議案第55号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	7
(4) 議案第56号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する承認申請について	9
(5) 報告第29号 専決処理の報告について	13

開会 午後3時59分

高市議長 皆さん今日は。本日は平成22年の最後の総会ということでございますので、皆さんには慎重審議をお願いしたいと思います。今年もあと残すところ僅かでございますが、十分に体調を整えていただきまして、お正月を迎えていただきたいと思います。

それでは、ただ今から平成22年第12回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ、出席委員は16名中全員で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。2番、藤井委員、3番、坂巻委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名をいたします。本日の会議の書記として岡田副主査を任命いたします。

高市議長 次に本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧いただきたいと存じます。

本日、御審議いただく案件といたしましては、議案第53号の「農地法第3条の規定による許可申請について」から、議案第56号の「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する承認申請について」までの4議案について、御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第29号の「専決処理の報告について」を御報告させていただきたいと存じます。

以上でございます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

高市議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページを御覧いただきたいと思います。

議案第53号

農地法第3条の規定による許可申請について（市許可）

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成22年12月24日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

今月は2件でございます。

初めに1番でございますが、1番の権利者は流山市平方にお住まいの方で、職業は兼農でございます。

次に、申請のあった土地でございますが、申請地は流山市平方の畠、1筆、49m<sup>2</sup>でございます。

申請事由につきましては、農業経営の効率化を図るため農地を取得しようとするものでございます。

議案案内図は1ページでございます。

次に2番でございます。

2番の権利者は流山市西深井にお住まいの方で、職業は農業でございます。

次に、申請のあった土地でございますが、申請地は流山市西深井の畠、2筆、1,666m<sup>2</sup>でございます。

申請事由につきましては、経営規模の拡大を図るため農地を取得しようとするものでございます。

議案案内図は2ページでございます。

以上でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大塚委員長。

大塚委員長 議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について（市許可）」御報告いたします。

今月の案件は市許可の2件であります。

本案件につきましては、現地調査と関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

最初に1番でございますが、申請地は平方にある福性寺の南、約300メートルに位置している畠で、現況は耕起された状況でございました。

今回取得される畠は、ジャガイモ、わけねぎを作付けするものでございます。

次に、申請理由でございますが、申請地は、申請者が所有する農地を分断する位置にあり、農業用機器の使用に支障をきたしていることから、申請地を購入し、農業経営の効率化を図るためにございました。

次に、申請者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約1.6ヘクタールで、農業従事者は、権利者を含め3人でございます。

また、耕作については、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでありました。

次に、2番ですが、申請地は西深井にある江陽台病院の東、約30メートルに位置している畠で、現況は、西深井の市民農園として平成23年3月まで利用されている状況でございます。

今回取得される畠には、枝豆、ナスなどの蔬菜類を作付けするものでございます。

次に、申請に至った経緯などについてお聞きいたしました。まず、申請に至った経緯ですが、平成22年3月に会社を定年退職し、退職後は農業に専念するため、就農準備校に入学して、農業に関する技能を習得したところであります。

また、平成22年5月には、資材置場の拡張のため、農地を処分しなければならなくなり、このため、農地が減少したことから、農地を取得し、経営規模の拡大を図るためにございます。

次に、申請者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は、約1.2ヘクタールで、農業従事者は、権利者を含め2人でございます。

また、耕作については、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでありました。

以上のこととを基に審議しましたところ、1番については、取得後のすべての農地を耕作すること、労働力の確保及び所有農地に隣接しているため農業の効率的利用の確保が図れること。また、下限面積を超えていることなどから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

2番につきましては、平成23年3月末まで、西深井農園として利用されているため、本来、農地法第3条の許可を受付けることができない農地ですが、農地法第3条第2項第1号の但し書き、及び農地法施行令第6条の規定により、所有権以外の権原の存続期間満了後、所有農地のすべてを効率的に利用することが認められるときは許可することが認められていることから審議したところ、取得後のすべての農地を耕作すること、労働力の確保及び所有農地の効率的利用の確保が図れること。また、下限面積を超えていることなどから、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

11番（戸部委員）1番と2番は売買ですよね。売買価格はどのくらいでしょうか。

大塚委員長 1番の坪単価が47,145円、2番の坪単価が29,950円です。

11番（戸部委員）それから2番の問題ですけれども、今現在市民農園を行っているんですよね。先ほどの委員長報告によると、来年の3月まで利用期間があるということですが、利用期間が終わったらですね、農地として権利者に返還するわけですよね。その辺については流山市はどのように考えているんですか。

池田産業振興部長 農政部門としてお答えしたいと思うんですけれども、市民農園については市民の方の利用が大変多いということで、同数を確保して行きたいと思っております。そこで今回の農地をどうするのかという作業が出てくるわけでございますが、場合によってはですね、この農地も含めて今後市民農園の候補地を検討して参りたいと考えております。

11番（戸部委員）今市民農園は、市では直接は運営はしていないんだけども、非常に応募倍率が高いですね。この農地については権利者が定年になったので農業をしたいということなのだから、市民農園というわけにはいかないだろうと思うのだけれども、その辺も含めて市民農園の確保と交渉を行っていくということですか。

池田産業振興部長 はい。

11番（戸部委員）はい、わかりました。

高市議長 ほかに御質問ございますか。

2番（藤井委員）今の部長の答弁ではこの農地も含めて市民農園を検討していくということだったんですが、この権利者は自分の営農をするためにこの農地を売買により取得するわけですね。それなのに市民農園に貸すのであれば買う必要はないわけで、もともと市民農園に貸す意思があつて買うのでしょうか。その辺ちょっとおかしいように思うんですが。

吉田次長 この間の小委員会のヒアリングでは、現時点では飽くまでも来年3月末の市民農園の契約満了後は、自ら耕作をしていくということでございました。

2番（藤井委員）そういうことでしたら、市民農園としてはほかの土地を探した方がいいのではないですか。この土地を借りるというのは変ですよ。

11番（戸部委員）ここも交渉して、ほかも交渉するということですよ。

2番（藤井委員）純粋に考えるとおかしい。裏で市民農園のままであって貸せるという話になっていて今回売買するのであれば。

池田産業振興部長 農業委員会からの立場からすればですね、藤井委員のお

っしゃるとおりと思います。私、先ほどお答え申し上げましたのは産業振興部長としての立場でございまして、この土地も含めまして市民のための余暇活動の一つとして、あるいは健康維持の活動の一つとしての市民の交流の場としての市民農園の確保について、この土地も含めまして検討していきたいということでございます。

高市議長 よろしいですか。質疑なしと認めてよろしいですね。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第53号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第53号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第54号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりありましたので、意見を求める。

平成22年12月24日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

今月は、3件の諮問がございました。

初めに1番でございますが、これは新規によるものでございます。

利用権を設定する土地につきましては、流山市平方にございます農地で、畠、1筆、571m<sup>2</sup>でございます。

議案案内図につきましては、1ページでございます。

続きまして、3ページを御覧いただきたいと思います。

2番から3番につきましては、更新によるものでございます。

まず、2番でございますが、利用権を設定しようとする土地は、流山市下花輪の田、1筆、991m<sup>2</sup>でございます。

議案案内図につきましては、3ページでございます。

次に、3番でございますが、利用権を設定しようとする土地は、流山市名

都借の畠、合計 3 筆で 1 , 4 3 9 m<sup>2</sup>でございます。

議案案内図につきましては、4 ページでございます。

以上、新規と更新の合計といたしましては、3 件、5 筆、3 , 0 0 1 m<sup>2</sup>でございます。

引き続き、利用集積事業の推進に御尽力をいただけますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。

大塚委員長。

大塚委員長 議案第 54 号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規によるものが 1 件、更新によるものが 2 件であります。

最初に新規の 1 番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は 61 歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約 1 . 1 ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして 2 名であります。

次に現地の状況ですが、対象農地の畠は、ホウレン草の収穫後でございました。

本件については、6 年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

次に、更新の 2 番でございますが、権利者の職業は、農業で年齢は 82 歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約 1 ヘクタールで、農業従事者は、権利者を含め 2 名であります。

現地の状況ですが、対象農地は田のため稲刈り後の状況であります。

本件については、今年で賃借期間が満了となるため、引き続き 3 年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、3 番でございますが、権利者の職業は、農業で年齢は 71 歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約 0 . 7 ヘクタールで、農業従事者は、権利者を含め 4 名であります。

現地の状況ですが、対象農地の畠は、大根、かぶが作付けされており、適正な管理が行われてありました。

本件については、今年で賃借期間が満了となるため、引き続き 10 年間の利用権を設定しようとするものであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に

達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第54号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第54号については、原案のとおり決定いたしました。

高市議長 次に、議案第55号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第55号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成22年12月24日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

今月は1件でございます。

初めに、申請地でございますが、申請地は流山市名都借にございます土地で、登記簿地目が畠、現況地目は雑種地、面積は1筆で349m<sup>2</sup>でございます。

今回、土地の地目変更登記申請をするため、証明願いがあったものでございます。

議案案内図は4ページでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大塚委員長。

大塚委員長 議案第55号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、審議に先立ちまして現地調査を行っております。

最初に、申請地の状況ですが、流山市立東小学校に隣接している土地で、地目は畠で、現況は駐車場となっております。

平成7年4月に相続を受けたときには駐車場として利用されており、現在に至っているとのことでございます。

なお、今回の申請書の提出にあたっては、平成元年に撮影された航空写真と固定資産評価証明書が添付されておりました。

以上のことともとに審議しましたところ、今から20年以上は、駐車場として利用されていたことが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は挙手を願います。

11番（戸部委員）この土地は今まで畠だったんですか。

高市議長 駐車場。

11番（戸部委員）駐車場ですか。雑種地でいいんですか。

吉田次長 はい。

11番（戸部委員）それが変更されていなかったということですか。

吉田次長 はい。そういうことです。この土地につきましては、登記地目が畠となっております。ただ現況は、今委員長報告にもあったように駐車場用地として使用されていたということです。それで登記地目の種別でいいと田、畠、宅地と色々地目の種類がございます。その地目の種類の中に駐車場の場合は駐車場という地目がございませんので、駐車場の場合は雑種地という地目になりますので、それでそういう表現をさせていただいたところでございます。

11番（戸部委員）そうすると、税金は畠地で課税されていたんですか。

吉田次長 雜種地で課税されております。これは証明書の方も添付されておりました。

11番（戸部委員）わかりました。

高市議長 ほかに質問ございますか。

（なしの声あり）

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第55号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第55号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第56号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する承認申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第56号

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する承認申請について

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請を次のとおりとする。

平成22年12月24日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

本案につきましては、流山市が現在開設している市民農園6か所の貸付期間が来年の3月をもって貸借期間の満了を迎えるため、引き続きこれを継続して開設していくための手続きとして申請があつたものでございまして、申請者は、現在、流山市と貸付協定書を締結しております前回の申請者と同じ事業者でございます。

次に、この申請における審査項目といたしましては、「申請地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。」また、「市民農園の利用希望者に対する募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。」などが承認する際の主な要件となっております。

それでは、初めに1番でございますが、農園名は宮園3丁目農園でございまして、申請がありました農地は、畠、10筆で1,850m<sup>2</sup>でございます。

1区画当たりの面積は15m<sup>2</sup>、貸付け区画数は95区画でございます。

また、貸付条件につきましては、1世帯1区画で期間は3年間でございます。

次に、2番でございます。

農園名は東深井農園でございまして、申請がありました農地は、畠、1筆で2,254m<sup>2</sup>でございます。

1区画当たりの面積は15m<sup>2</sup>、貸付け区画数は107区画でございます。

また、貸付条件につきましては、1世帯1区画で期間は1年間でございます。

次に、3番でございます。

農園名は西初石3丁目農園でございまして、申請がありました農地は、畠、1筆で1,637m<sup>2</sup>でございます。

1区画当たりの面積は15m<sup>2</sup>、貸付け区画数は84区画でございます。

また、貸付条件につきましては、1世帯1区画で期間は3年間でございます。

次に、4番でございます。

農園名は名都借農園でございまして、申請がありました農地は、畠、1筆で1,000m<sup>2</sup>でございます。

1区画当たりの面積は15m<sup>2</sup>、貸付け区画数は56区画でございます。

また、貸付条件につきましては、1世帯1区画で期間は3年間でございます。

次に、5番でございます。

農園名は大畔農園でございまして、申請がありました農地は、畠、2筆で983m<sup>2</sup>でございます。

1区画当たりの面積は15m<sup>2</sup>、貸付け区画数は50区画でございます。

また、貸付条件につきましては、1世帯1区画で期間は3年間でございます。

次に、8ページをお開きいただきたいと思います。6番でございます。

農園名は駒木台農園でございまして、申請がありました農地は、畠、2筆で3,051.98m<sup>2</sup>でございます。

1区画当たりの面積は15m<sup>2</sup>、貸付け区画数は143区画でございます。

また、貸付条件につきましては、1世帯1区画で期間は3年間でございます。

以上、合計6件で、畠、17筆、10,775.98m<sup>2</sup>でございます。

議案案内図は4ページから9ページでございます。

以上でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大塚委員長。

大塚委員長 議案第56号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する承認申請について」御報告いたします。

本案件につきましては、関係者からのヒアリングを行いました。

特例農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定より、都市住民等への趣味的な農地の利用を目的とした農地の貸付けにあたっては、農業委員会の承認が必要となります。

そこで、平成23年3月末に1番から6番の農地については、市民農園の貸付期間が満了することに伴い、平成23年4月から流山市シルバー人材センターが実施主体となり、市が農家から借りた農地を流山市シルバー人材センターが1区画当たり15m<sup>2</sup>に区画し、市民に貸付けを行うものでございます。

す。

市と流山市シルバー人材センターでは、市民農園の農地の適切な管理・運営の確保、周辺地域への支障を及ぼさないことのほか、貸付の中止、又は廃止する場合について定められた貸付協定書を平成22年11月16日に締結し、今回の申請となったものでございます。

貸付金額は、1区画当たり市街化区域が年額8,000円、市街化調整区域が年額6,500円とのことです。

現地の状況ですが、1番から6番の市民農園につきましたは、蔬菜類が作付けされており、適正な管理が行われておりました。

流山シルバー人材センターの農業に対する指導や病害虫への対策が懸念されましたが、利用者にパンフレット類を配布し、指導しているとのことでございました。

以上のことともとに審議しましたところ、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項に定める、市民農園としての適切な位置、妥当な規模、利用者の募集方法及び公正かつ適正な選考の方法、農地の適正な管理・運営の確保、周辺農地への支障を及ぼさないことなどの各要件に該当することから全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

11番（戸部委員）この農園は地主からは坪いくらで借りているのですか。山口次長補佐 これはヒアリングのときに確認しましたが、地主からは1平方メートル当たり21円ということを聞いております。そのほかに固定資産税相当額が含まれるということです。

11番（戸部委員）そうすると1反歩いくらですか。

大塚委員長 21,000円です。

11番（戸部委員）そうすると前の小作料と同じということですか。

大塚委員長 そうです。

11番（戸部委員）それに固定資産税がゼロになるのですか。

山口次長補佐 それに固定資産税相当額が追加されます。

11番（戸部委員）農地法が変わったんで、地主からもう少し値上げをしてくれとかいう要望はないですか。

吉田次長 特には聞いておりませんので、以前と同じ金額ということで了解を得ていると思っております。

11番（戸部委員）今、市民農園の応募倍率はどのくらいですか。

吉田次長 特に倍率等は聞いておりませんが、今回御承認いただければ、2

月ころから新たな募集を始めるということを聞いておりますが、利用率といたしましては、ほぼ100パーセントに近いということでございますので、かなり多くの方からの応募があるものと思っております。

11番（戸部委員）もう一つ、シルバー人材センターの指導なんすけれども、初めはどうかと思ったんですけれども、先ほどの説明ではよく指導しているというお話でございましたけれども、具体的にはどういう指導をしていくのでしょうか。

吉田次長 指導の内容につきましては、シルバー人材センターが利用者の方へ市民農園を利用するに当たってのパンフレットですか、それを作成、配布いたしまして、利用者の方に利用の徹底を図っているということでございます。また、最近は利用者同士がお互い仲良くなりまして、互いに教えあったりして、さらにホームページを活用したりして、自ら知識の向上に努めているようでございます。

11番（戸部委員）新たに募集をするということで、応募倍率は今後発生すると思いますけれども、市民農園は非常に足りない状況だと思うんです。今後流山市としては、市民農園を増やす予定はないのでしょうか。

池田産業振興部長 流山市としての立場でお答えすることになるかと思いますが、市民農園は身近に土とふれあい、農業を体験できる場であり、大変重要な役割を果たしていると思います。市民の要望それから農業者の方の御意見等伺いながら今後検討していきたいと思います、ただ、今のところ、現在の市民農園を確保していきたいということでございます。相続等が発生しまして、市民農園の確保もなかなか難しい状況になって来るものと思っておりますので、現在の区画数についてはできるだけ確保していきたいと思っております。

11番（戸部委員）実際問題要望があって、早急に申請を行いますけれども、私が斡旋して市民農園を行っているところがあるんですよ。今回遊休農地を調べましたよね。私どもの班が行った調査ではかなり耕作可能な農地があったと思うんですよ。ですので農家の方に貸すのも結構ですが、その辺も考えて行きませんと遊休農地は減っていきませんよね。この調査結果は出ると思いますけれども、その辺も含めて検討していく必要があると思うんですけれども、部長どうですか。

池田局長（産業振興部長）農業委員会の立場といたしましては、遊休農地の解消が最重要課題でございまして、また、農政部門からいたしますと市民農園、先ほど申し上げました余暇活動、健康の維持或いは交流の場として大変重要なものと思っております。したがいまして、今後とも機会があればその辺も含めて検討してまいりたいと考えております。

11番（戸部委員）分かりました。

高市議長 ほかにございますか。

（なしの声あり）

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第56号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第56号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

高市議長 次に、報告第29号「専決処理の報告について」報告を求めます。

吉田次長

吉田次長 議案書の9ページでございます。

報告第29号 専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年12月24日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

最初に、1番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

これは先月の11月分でございまして、4件の届出がございました。

いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳といたしましては、住宅用地が4件でございました。

以上、4件、6筆、3,867.67m<sup>2</sup>、地目別の内訳といたしましては、畠、6筆、3,867.67m<sup>2</sup>でございました。

次に議案書の10ページをお開きください。

2番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、こちらも先月の11月分でございまして、全部で14件の届出がございました。

内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳といたしましては、売買が11件、使用貸借が2件、賃貸借が1件でございました。

また、転用目的別といたしましては、住宅用地が11件、幼稚園用地が1件、宅地拡張が1件、公衆用道路が1件でございました。

以上、14件、35筆、7,558.54m<sup>2</sup>、内訳は田が5筆1,844m<sup>2</sup>、畠が30筆、5,714.54m<sup>2</sup>でございました。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成22年第12回流山市農業委員会総会を終了いたしました。

長時間の慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時45分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成22年12月24日

流山市農業委員会長 高市 正義

流山市農業委員会委員 藤井 俊行

流山市農業委員会委員 坂巻 忠志